

第 32 回郡山シティーマラソン大会実行委員会広告等取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 32 回郡山シティーマラソン大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する企業、団体等（以下「企業等」という。）から広告掲載等の申し出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告等の区分)

第 2 条 広告等の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大会プログラム広告掲載企業等 大会プログラム広告掲載料（別表）に基づき、大会プログラムに広告を掲載する企業等
- (2) 大会運営協力企業等 第 32 回郡山シティーマラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して、大会の広報、準備、運営に充てるための人員・物品及び施設を提供する企業等

(広告掲載等の申込方法)

第 3 条 前条に係る申込みをしようとするときは、広告掲載等申込書（第 1 号様式）（以下「申込書」という。）を実行委員会に提出するものとする。

- 2 実行委員会は、申込書の提出があったときは、第 5 条に定める基準に基づき当該申込書の内容を審査するものとする。
- 3 実行委員会は、前項による審査の結果、申込みを受諾するときは、申込みを行った企業等に対し広告掲載等受諾書（第 2 号様式）を交付するものとする。
- 4 実行委員会は、広告料を受領したときは広告料受領証明書（第 3 号様式）を、協力物品を受領したときは協力物品等受領証明書（第 4 号様式）を、それぞれ申込みを行った企業等に対し交付するものとする。

(協力事業における特典)

第 4 条 実行委員会は、第 2 条第 2 号に規定する大会運営協力企業等に対し、次の各号に掲げる特典をその協力内容に応じ付与するものとする。

- (1) 大会支援呼称権及び大会シンボルマーク等使用权
- (2) 大会プログラムへの事業所名掲載
- (3) その他、協力内容に応じ実行委員会が認める特典

(協力企業等の基準)

第 5 条 実行委員会は、第 3 条第 1 項に基づき申込みを行った企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該申込みを受諾しないものとする。

- (1) 実行委員会と、協賛契約を締結している企業等が、当該協賛契約において、同一業種及び同一製品の広告並びに販売の禁止を指定している業種及び同一製品を取り扱っている場合
- (2) 団体活動として暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる場合
- (3) 広告掲載等を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はその恐れがあると認められる場合

- (4) 広告掲載等の内容が法令及び公序良俗に反する場合又はその恐れがある場合
- (5) 広告掲載等の内容が大会の品位を傷つける場合又はその恐れがある場合
- (6) 広告掲載等の内容が大会の開催趣旨から著しく逸脱する場合又はその恐れがある場合
- (7) その他、実行委員会が不相当と認める場合

(協力企業等の取消)

第6条 実行委員会は、広告掲載等受諾書を交付した後に当該受諾書を交付した企業等から広告掲載等を取下げの旨の申出があったとき又は前条に該当することが明らかになったと認めるときは、当該企業等の広告掲載等を取消すものとする。

(協力事業の変更)

第7条 実行委員会は、広告掲載等受諾書を交付した後に当該受諾書を交付した企業等から協力量区分の変更の申出があったときは、受諾内容を変更するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月28日から施行する。

別表

大会プログラム広告掲載料

広告サイズ (A4版)	印刷色	金額
1ページ	カラー	100,000円以上
1/2ページ		50,000円以上
1ページ	モノクロ	80,000円以上
1/2ページ		40,000円以上
1/4ページ		20,000円以上
1/8ページ		10,000円以上